

令和 3 年度

杉並区内部統制評価報告書審査意見書

杉 並 区 監 査 委 員

杉並区監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

令和4年8月31日

杉並区監査委員	上原和義
同	三浦邦仁
同	内山忠明
同	大熊昌巳

第1 審査の対象等

1 審査の対象

- (1) 令和3年度杉並区内部統制評価報告書
- (2) 令和3年度杉並区内部統制評価報告書附属資料（以下「附属資料」という。）

※ (1) 及び (2) を併せて、以下「内部統制評価報告書」という。

2 審査の観点

内部統制評価報告書について、杉並区長（以下「区長」という。）による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施した。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）（以下「総務省ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料との照合を行い、必要に応じて、関係部局に説明と資料の提出を求めるなどして実施した。

また、審査に当たっては、定期監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の期間

令和4年6月28日から同年8月31日まで

第2 審査の結果

1 評価手続の審査の結果

杉並区（以下「区」という。）は、令和2年3月26日付けで、「杉並区内部統制の推進体制に関する要綱」を制定し、区長を本部長とする行財政改革推進本部（令和4年4月から区政経営改革推進本部に改組）が内部統制の整備状況及び運用状況に関する全庁的な評価及び検証を行うこととされた。

令和3年4月9日の行財政改革推進本部において、内部統制の整備状況及び運用状況を、推進組織から独立した組織として客観的に評価するとともに、内部統制の課題などに対して必要な検証・検討を行うため、内部統制評価部会が設置された。また、同年5月7日の行財政改革推進本部において、内部

統制の取組を推進することとされ、業務レベルにおいて、監査結果や例月出納検査結果などを活用した実践的なリスク対応策を確実に推進するとともに、全庁的に内部統制の整備及び運用が適切に行われ、区における事務の適正な執行が確保されているか、全庁的に日常的なモニタリングにより評価を行い、PDC Aサイクルの中で見直しと改善を図っていくこととされた。

令和4年4月20日の区政経営改革推進本部において、内部統制評価部会が設置された。

各課においては、「内部統制取組の手引」に基づき、リスク評価・対応策シート（附属資料「資料2」）が作成され、リスクの識別・評価が行われ、自己評価シート（附属資料「資料5」）により、年2回（10月と3月末）、自己評価が行われている。

区では、各課で作成されたリスク評価・対応策シート及び自己評価シートを集約・分析し、令和4年6月15日の内部統制評価部会において、内部統制評価報告書（案）を取りまとめ、区政経営改革推進本部にその報告が行われた。

令和4年6月27日の区政経営改革推進本部において、内部統制の整備状況及び運用状況について、総務省ガイドラインに示された評価対象期間、評価基準日、評価範囲、評価項目及び評価方法のとおり評価が行われ、内部統制評価報告書が決定されている。

これらのことから、区長による評価手続は、総務省ガイドラインに示された手続に沿って適切に実施されていると認められる。

2 評価結果の審査の結果

(1) 全庁的な内部統制の評価結果に関する審査の結果

区においては、別紙の「総務省ガイドライン別紙1『地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目』と区の条例、規則等の整備状況」のとおり、各評価項目に対して、条例、規則等が整備され、これらに基づいて内部統制が運用されている。

このことから、全庁的な内部統制に関する区長の評価結果は、相当であると認められる。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果に関する審査の結果

区の「内部統制取組の手引」では、過去3年度実施分の定期監査での指摘・注意事項は、原則、リスクとして識別することとされている。

過去3年間（令和元年度から令和3年度まで）に行った定期監査及び財

政援助団体等監査における指摘、注意及び意見・要望を行った件数は86件であった。このうち、内部統制の対象とされている財務に関する事務に係る73件について、リスクの識別が適切に行われているかを検証した。

リスクとして識別されているものが71件（97.3%）、識別されていないものが2件（2.7%）と、ほぼ全てがリスクとして識別され、対応策が策定されている。

また、会計課の令和3年度金銭会計事務調査において、早急に是正を要するとされた件数は28件で、リスクとして識別されているものが23件（82.1%）、リスクとして識別されていないものが5件（17.9%）と、約8割がリスクとして識別され、対応策が策定されていた。

区は、重大な不備に該当するか否かについて、5つの視点（①不適切な事項は誤謬ではなく不正により発生したもののか、②不適切な事項は法令等に違反するか、③不適切な事項により組織外（区民）に広く直接的な影響（損失）を与えるか、④不適切な事項により発生した経済的な損失は回復可能であるか、⑤発生した経済的な損失はどの程度か）に基づき総合的に検証した結果、内部統制の重大な不備はないと判断した。

上記のとおり、リスクの識別及び対応策の策定が行われており、その判断は適切に行われたものと認められる。

このことから、業務レベルの内部統制に関する区長の評価結果は、相当であると認められる。

（3）結 語

以上のことから、「不適切な財務事務の発生はあったものの、重大な不備に該当するものはなく、内部統制はおおむね有効に整備及び運用されている」と区長が判断したことは適切であると認められる。

第3 意見・要望

1 内部統制のリスクの識別・評価について

令和3年度末の内部統制のリスクの識別・評価数は、令和3年度当初（令和2年度末）と比べて243件（24.9%）増の1,217件となっている。

これは、令和2年度の内部統制評価報告書審査意見書（以下「2年度審査意見書」という。）における監査委員の意見・要望を受け、各課の過去3年間の定期監査における指摘事項及び注意事項については、原則としてリスクとして識別・評価するよう運用が改められ、より適切にリスクの識別・評価が行われた結果と評価することができる。内部統制制度は、令和2年度から

運用が始まったばかりであり、制度導入の初期段階においては、リスクの識別・評価数が一定程度増加していくことは当然であると考えられる。

しかしながら、リスクは、事前にコントロール可能な範囲で掌握しておく必要があるものであり、今後、リスクの識別・評価数が増加し続けることは、リスクの掌握や制度運用の負担軽減という観点からすると、必ずしも望ましいものではない。

今後は、リスクの識別・評価数が掌握可能な件数にとどまるよう、各課における実際のリスクの発生状況等を踏まえ、継続的にリスクの識別・評価の精査、見直しを行われたい。

2 内部統制制度への取組の充実について

2年度審査意見書における監査委員の意見・要望を受け、係長級職員への内部統制研修の実施や内部統制制度の専用ホームページの開設などにより、職員への周知や情報の共有が図られたことは評価することができる。内部統制は、その基本方針にも示されているとおり、組織一丸となってその目的の達成に努めていくものである。そのためには、制度導入の目的が果たされるよう、引き続き、職員への周知や情報の共有を図るとともに、各課における内部統制の担当者任せにすることなく、職員一人ひとりが高い意識を持って取り組んでいける更なる環境整備が行われることを望む。

3 全課共通のリスクの設定及び研修の充実について

定期監査等において、例年、過去に指摘又は注意を受けた事項が改善されていない事案が見受けられる。指摘等を受けた所管課では一定の改善が図られるものの、別の所管課において同様の不適切な事務処理等が発生し、指摘等を受ける事案が散見される。

また、同内容の指摘又は注意に対して、所管課によって、リスクの評価や対応策の策定の有無が区々になっている事案も見受けられる。

これらのことから、過去の定期監査等において、繰り返し指摘又は注意を行っている不適切な事務処理等については、全課共通のリスクとして設定し、実効性ある対応策を策定することを検討されたい。

また、内部統制や財務に関する事務の研修については、制度を運用する中で明確になった繰り返し発生している不適切な事務処理等を取り込んだ内容となるよう、その充実を図られたい。

総務省ガイドライン別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」と区の条例、規則等の整備状況

地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目			区の条例、規則等の整備状況
基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	
統 制 環 境	1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自ら指示、行動及び態度で示しているか。	内部統制基本方針、内部統制の推進体制に関する要綱、自治基本条例等
		1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例、公契約条例等
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	職員人事評価規程、職員の懲戒に関する条例等
	2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	内部統制基本方針、職員定数条例、行財政改革推進計画等
		2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	
	3 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	人材育成方針及びこれに基づく各種研修の実施等
		3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	職員人事評価規程、職員の懲戒に関する条例、人材育成方針及びこれに基づく各種研修の実施等

リ ス ク の 評 価 と 対 応	4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	職員定数条例、 行財政改革推進計画等
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	内部統制取組の手引、 内部統制評価部会の評価等
	5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	内部統制取組の手引等
		5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	内部統制取組の手引等
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	内部統制取組の手引、 内部統制評価部会の評価等
	6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	職員人事評価規程、 職員の懲戒に関する条例、 内部統制取組の手引等

統 制 活 動	7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示どおりに実施されているか。	内部統制評価部会の評価等
		7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	
	8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認 (4) 業務の結果の検討	内部統制基本方針、内部統制の推進体制に関する要綱、会計事務規則、区長の権限に属する事務の一部を委任する規則等
		8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	内部統制評価部会の評価等
情 報 と 伝 達	9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	文書等管理規程等
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	
		9-3 組織は、住民の情報を含む個人情報等について、適切に管理を行っているか。	
	10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	文書等管理規程等
10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。		職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等	

モ ニ タ リ ン グ	11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的评价を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的评价を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	日常的モニタリング（支出命令等の審査、金銭会計事務調査等）、定期監査等の指摘事項等に対する再発防止策の策定及び監査委員への報告等
		11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	
I C T へ の 対 応	12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。	12-1 組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	情報化基本方針、情報セキュリティ基本方針、内部統制取組の手引で定められている「杉並区財務会計におけるリスク評価一覧」へのリスク（財務事務に関するICT管理）の追加、等
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	
		12-3 組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスターデータの保持管理等に関する体制を構築しているか。	

令和3年度 杉並区内部統制評価報告書審査意見書

令和4年8月発行

登録印刷物番号

04-0039

編集・発行 杉並区監査委員事務局
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話 (03) 3312-2111 (代表)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

内部統制評価報告書審査意見書 で 検索 してください。

[紙へリサイクル可]

みどり豊かな
住まいのみやこ